

令和2年分の年末調整／「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（マル扶）の記入チェックシート

年末調整の時期となりました。マル扶の記入に当たり、記入漏れのないよう、下記の項目をご確認ください。

「令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の記入について

以前の**記載に訂正**がある → 訂正箇所を二重線で打ち消し、余白に新しい情報を記載してください
「異動月日及び事由」がある項目については、異動月日と事由を簡潔に記入してください

未婚で、子^{*}を養っている ※所得48万円以下、年齢制限なし
 もしくは、寡婦・特別の寡婦・寡夫にしていた → C欄の表の右側、「寡婦」「特別の寡婦」「寡夫」のチェック欄に、訂正が必要な場合があります
詳細は「(別紙) 令和2年分の年末調整／ひとり親控除、寡婦控除に関する申告」をご参照ください

「令和3年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の記入について

※ 所得金額は、令和3年の見積額でご判断ください

合計所得金額（見積額）は95万円以下^{**1}の**配偶者**がいる
+ あなたの合計所得金額（見積額）が900万円以下^{**2} → **A欄**を記入

扶養親族（合計所得金額（見積額）が48万円以下^{**3}）がいる
その家族は、平成18年1月1日以前の生まれである → **B欄**を記入
その家族は、平成18年1月2日以後の生まれである → 「**16歳未満の扶養親族**」欄を記入

あなた自身が「障害者」「寡婦」「ひとり親」もしくは「勤労学生」である
 配偶者が「障害者」もしくは「特別障害者」、かつ、配偶者の合計所得金額（見積額）が48万円以下^{**3}である → **C欄**を記入

この申告書に記載した**扶養親族**が「障害者」もしくは「特別障害者」である

令和3年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 (マル扶) の記入欄のイメージ。A欄（配偶者）、B欄（扶養親族）、C欄（障害者等）の位置が示されています。

^{**1} 給与所得だけの場合、給与等の収入金額が150万円以下。公的年金等の収入のみの場合、年金等の収入金額が65歳未満は1,633,334円以下、65歳以上は205万円以下。

^{**2} 給与所得だけの場合、給与等の収入金額が1,095万円以下（所得金額調整控除ありの場合は1,110万円以下）。

^{**3} 給与所得だけの場合、給与等の収入金額が103万円以下。公的年金等の収入のみの場合、年金等の収入金額が65歳未満は108万円以下、65歳以上は158万円以下。